

助成金交付申請に新しい手続き方法が加わります！

平成28年10月診療分から 重度心身障害者医療費助成に 『自動償還払い』を導入します！

「自動償還払い」とは？

市内の「自動償還払い」取扱い医療機関等で受診すると、受給者は市窓口へ助成金交付申請書の提出の必要がなくなり、原則として診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

「自動償還払い」を利用するためには？

「自動償還払い」取扱い医療機関等窓口にて「健康保険証」と「重度心身障害者医療費受給資格者証」を提示し、医療費の自己負担分を全額お支払いください。

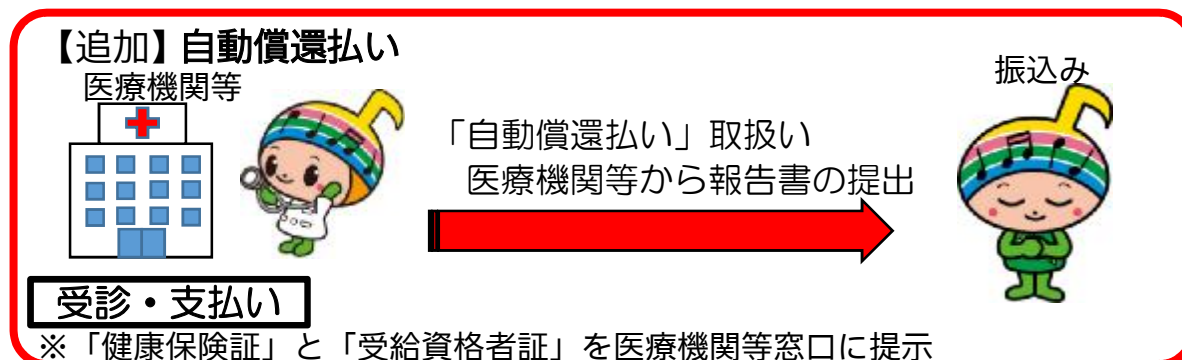
※すべての医療機関等が「自動償還払い」に対応しているわけではありません。

「自動償還払い」の対応をしているかは各医療機関等窓口でご確認ください。

※対象外があります。裏面の確認表をご覧ください。

「自動償還払い」になると

市の窓口への助成金交付申請書の提出が不要となります。



※裏面もご覧ください。

「自動償還払い」確認表

①～④の質問にお答えいただくと従来どおりの助成金交付申請書の提出が自動償還払いの対応が可能か判断いただけます。

※【重要】「重度心身障害者医療費受給資格者証」と「健康保険証」を一緒に医療機関等の窓口へ提示してください。

① 受診は郡山市内の医療機関等ですか？
<病院・歯科・薬局・施術所など>

はい

いいえ

② 自動償還払い対応の医療機関等ですか？
<医療機関等の窓口で確認をお願いします>
※10月以降の実施を検討している医療機関等は実施月から該当

いいえ

はい

③ 窓口でのお支払いはお済みですか？
<自己負担額に未払いはありません>

いいえ

はい

④ 下記のいずれかに該当しますか？
 平成28年9月30日までに受診したもの
 保険診療一部負担金がひと月21,000円以上ある
※後期高齢者医療保険は除く
 加入医療保険適用の補装具等の支払いがある

該当する

該当しない

自動償還払い対象になりません。
従来どおり、助成金交付申請書に医療機関等から証明を受け、市へ提出してください。
※高額療養費に該当する場合には高額療養費決定通知書を併せて提出してください。

自動償還払い対象になります。

※助成金交付申請書を市に提出しなくても、助成金が振り込まれます。

※医療機関等からの領収書は捨てずに保管してください。

お問い合わせ先

【身体障害者手帳・療育手帳】郡山市保健福祉部障がい福祉課

電話024(924)2381

【精神障害者保健福祉手帳】郡山市保健福祉部保健所地域保健課

電話024(924)2163